

**相談者（Aさん）** 前回はいじめ防止対策推進法における理念と組織について教えて頂きました。今回は同法がいじめへの対応の規定についてお聞きしたいと思います。

**弁護士** 同法は通常時のいじめと重大事態についてのいじめを分けて、その対応について規定しています。まずは通常時のいじめ対応ですが、同法二三条は学校や教職員に対して次のような義務を課しています。

- ① いじめの通報等の義務（一項）
- ② いじめの事実確認・報告義務（二項）
- ③ いじめ確認後の支援・指導・助言義務（三項）

④ 学習環境の整備義務（四項）

⑤ 情報提供義務（五項）

⑥ 警察との連携義務（六項）

**Aさん** 沢山の義務が課せられていますね。学校や教職員がこうした義務に違反したことによっていじめがエスカレートしてしまい、不登校などの不幸な結果が生じてしまった場合には、直ちに損害賠償の問題に繋がるのでしょうか。

**弁護士** こうした義務は、いわゆる公法上の義務と言われ、過失の基本となる注意義務とは次元が異なるものですが、国家賠償法一条の適用等に当たっては、現実的には過失の判断においてかなり大きな意味を持つことになると考えられます。

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第86回

# 学校における「いじめ問題」の法的考察 4

**Aさん** 二項のいじめの事実確認の方法はとても難しいように思うのですが。

**弁護士** まずは、被害児童からの事情聴取を丁寧に行うことが必要です。加害児童や回りの児童との力関係を気にしていじめの事実を否定したり、過小に話すことがあることを踏まえておくべきです。また、親の話を書くこ

とによって、被害状況がよりはっきりする場合も多いと思います。次に加害児童や回りの児童からの聴き取りをします。事実確認は中立的な立場から、あくまでも何が起きたのかという真実を発見するという姿勢をもって行う必要があります。

**Aさん** 加害者であると考えた児童が、絶対にいじめはしていないと否定することもあり得ると思いますが、どうやって真実に近づけば良いのでしょうか。

**弁護士** 学校の教職員は、教育に関してはプロですが、いじめ等の事実関係に争いがある場合の事実認定については必ずしも専門家ではありません。無理をして糾弾的な聴き取りをしてはいけません。そうした場合には、事実認定の専門家である弁護士等に参画してもらったり、アドバイスを受けながら調査していくことが大切だと思います。

**Aさん** 四項の学習環境の整備とはいじめを受けた生徒や回りの児童が安心して教育を受けられるために必要な措置のようですが、加害児童に対して教室外指導を行うということもその措置に含まれるようですね。

**弁護士** 被害児童の親からは、安全面から教室外指導を強く要求され、一方加害児童の親からは教育を受ける権利を侵害する可能性を含む教室外指導を早く止めてほしいというように相反する要請がなされるケースも想定さ

れます。教室外指導は、やはり加害児童を同級生から切り離すことになるわけですから、慎重な判断が必要です。例えば、席替えや両児童の席を離す等の再発防止措置をとつても再発のリスクが大きいと客観的に判断できる場合に限定するのが相当だと思えます。

**Aさん** 六項の警察と連携するとは具体的にどのようなことでしょうか。

**弁護士** これまでにいじめは教育問題として捉えられ、その中で解決が模索されてきたわけですが、いじめの中には傷害や恐喝などの犯罪行為にまで発展する場合もあることから、警察と情報を共有して、必要な場合には警察に通報して援助を求めることが有用だという価値判断なのです。

**Aさん** 学校だけではなく、教育委員会が行う措置もあるのですか。

**弁護士** 同法二四条は教育委員会が学校からいじめについての報告を受けた場合には、必要な支援・指示・調査を行うとしています。調査は学校の調査を検証することから始められますが、それが不十分であると判断された場合には、教育委員会による再調査を行うこともあります。支援はスクールカウンセラーや支援員の派遣が代表的なものです。

**Aさん** 教育委員会は加害児童に対して出席停止処分をすることも出来るのですか。

**弁護士** 同法二六条に規定がありますが、出



席停止処分は加害児童の教育を受ける権利への影響が極めて大きく、教室外指導を行つても、なお他の児童の教育に妨げがあると認められるような場合に限って認められると考えられます。

**Aさん** 最後に重大事態におけるいじめ対応を教えてください。

**弁護士** 同法二八条は次の二つの重大事態の場合には、速やかに教育委員会または学校の下に組織を設けて調査を行うとしています。

①被害児童の生命、身体又は財産に重大な

被害が生じた疑いがあると認められるとき

②被害児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき

①は自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合（骨折と同程度）、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定されています。②は年間三〇日の欠席が目安とされています。

**Aさん** 組織を設けるとしていますが、前回教えて頂いた同法一四三項により教育委員会に設置される第三者機関や同法二二条により学校に設置されるいじめ防止等対策組織とは別の組織になるのですか。

**弁護士** 新たな組織の立ち上げでも構いませんし、前回お話しした組織を基にして専門家を加えるという形でも良いと思います。

**Aさん** この二八条の調査は、前述の二三条の調査とは異なるのでしょうか。

**弁護士** 重大事態ということを受けた調査ですので、相当厳密かつ詳細な調査が求められると考えて下さい。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員